

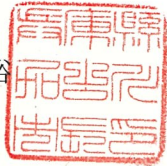


市道の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定し、令和8年2月10日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を決定する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域		
	区間	敷地の幅員（m）	延長（m）
07-1030 下村30号線	八幡町下村字萬徳33番1地先から 八幡町下村字萬徳35番3地先まで	5.1	107.5

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年2月10日（火）から2月24日（火）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く

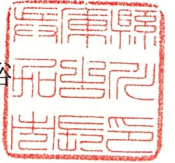


市道の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定し、令和8年2月10日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和8年2月10日

加古川市長 岡田 康裕



記

1. 区域を決定する路線 下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域		
	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
07-1031 下村31号線	八幡町野村字沖39番地先から 八幡町下村字萬徳37番2地先まで	4.1	160.8

2. 縦覧場所 加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所 新館6階
加古川市建設部土木総務課

3. 縦覧期間 令和8年2月10日（火）から2月24日（火）まで
午前8時30分から午後5時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成2年条例第1号）第2条第1項に規定する市の休日は除く